

## 官報の発行に関する法律案要綱

### 第一 総則

この法律は、官報の発行主体、官報に掲載すべき事項、官報の発行の方法その他官報の発行に関し必要な事項を定めるものとする事。

(第一条関係)

### 第二 官報の発行主体

官報の発行は、この法律の定めるところにより、内閣総理大臣が行うものとする事。

(第二条関係)

### 第三 官報の掲載事項

#### 一 官報による公布等

1 日本国憲法改正、法律及び法律に基づく命令、条約並びに詔書の公布は、官報をもって行うものとする事。

2 処分の要件を定める告示及びこれに類する告示の公示は、官報をもって行うものとする事。

(第三条関係)

## 二 公布等事項以外で官報に掲載する事項

1 官報には、一の規定により官報をもって行うこととされる公布又は公示の対象となる事項（以下「公布等事項」という。）のほか、次に掲げる事項を掲載するものとする事。

(一) 法令の規定に基づき国の機関が行う告示の対象となる事項

(二) (一)に掲げるもののほか、公示、公告その他の公にする行為であつて他の法令の規定により官報に掲載する方法によりしなければならないこととされているものの対象となる事項

2 公布等事項並びに1の(一)及び(二)に掲げる事項のほか、官報には、次に掲げる事項を掲載することができるものとする事。

(一) 行政機関の諸活動に関する事項で、一般に周知させるべきものとして内閣府令で定めるもの

(二) 国の機関（行政機関を除く。以下(二)において同じ。）の諸活動に関する事項で、一般に周知させるべきものとして内閣総理大臣と当該国の機関とが協議して定めるもの

(三) (一)及び(二)に掲げるもののほか、官報に掲載する方法により一般に周知させることが特に必要なものとして内閣府令で定める事項

(第四条関係)

#### 第四 官報の発行の方法等

##### 一 官報の発行の方法

1 内閣総理大臣は、官報を発行しようとするときは、内閣府令で定める官報の種別ごとに、内閣府令で定めるところにより、官報を発行する年月日、当該年月日に係る公布等事項及び第三の二に規定する事項その他内閣府令で定める事項（以下「官報掲載事項」という。）を記録した電磁的記録を内閣総理大臣の使用に係る電子計算機に備えられた官報掲載事項を記録するためのファイル（以下「官報ファイル」という。）に記録しなければならないものとする。

2 官報の発行は、内閣総理大臣が、官報ファイルに記録された官報掲載事項（以下「電磁的官報記録」という。）について、内閣府令で定めるところにより、当該官報ファイルを電気通信回線に接続して行う自動公衆送信を利用して公衆が閲覧することができる状態に置く措置をとることにより行うものとする。

3 官報ファイルを識別するための文字、番号、記号その他の符号は、内閣府令で定めること。

4 2の規定による自動公衆送信により送信される電磁的官報記録に係る情報は、次に掲げる措置のい

ずれもがとられたものでなければならぬものとする。

(一) 当該情報を暗号化する措置その他の当該情報の安全性及び信頼性を確実に確保するための措置として内閣府令で定める措置

(二) 当該情報が改変されているかどうかを確認することができる措置その他の当該情報が内閣総理大臣の作成に係るものであることを確実に示すことができる措置として内閣府令で定める措置

5 2の規定による自動公衆送信は、当該自動公衆送信により送信される電磁的官報記録に係る情報について、当該情報を受信した者がその使用に係る電子計算機に備えられたファイルに複写することができるものでなければならぬものとする。この場合において、当該ファイルに複写される電磁的官報記録に係る情報は、4の(二)に掲げる措置がとられているものであることを確認するために必要な事項を証明する情報が分離することができない状態で付加されたものでなければならぬものとする。

(第五条関係)

## 二 公布等事項の公布等の効力

官報ファイルに記録された公布等事項の第三の一の規定による公布又は公示は、当該公布等事項に係

る官報について一の2の規定による措置がとられた時に行われたものとする。 (第六条関係)

### 三 官報の発行と併せて実施すべき措置

内閣総理大臣は、一の2の規定による措置をとるときは、併せて、内閣府令で定めるところにより、当該措置に係る電磁的官報記録を記載した書面を内閣府の掲示場に掲示し、かつ、当該電磁的官報記録を内閣府の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとるものとする。 (第七条関係)

### 四 電磁的官報記録の継続的な閲覧のための措置

- 1 内閣総理大臣は、一の2の規定による措置をとったときは、当該措置をとった時から起算して一の2の規定による閲覧又は一の5前段の規定による複写をするために必要かつ適当な期間として内閣府令で定める期間（以下「閲覧期間」という。）が経過するまでの間、継続して当該措置をとるものとする。
- 2 内閣総理大臣は、一の2の規定による措置を開始した後、閲覧期間が経過するまでの間に、災害等の事情が生じたことにより継続して当該措置をとることができなくなった場合には、その旨及びその

理由を公表し、当該災害等の事情が解消した場合には、その旨及び当該閲覧期間のうち当該措置をとることができるできなかった期間（3において「閲覧不能期間」という。）を公表するものとする。

3 内閣総理大臣は、2の規定により災害等の事情が解消した旨の公表をしたときは、1の規定にかかわらず、内閣府令で定めるところにより、一の2の規定による措置に係る電磁的官報記録について、閲覧期間が経過した後（災害等の事情により当該閲覧期間が経過した時においても当該措置をとることができない場合にあっては、当該災害等の事情が解消した後）引き続いて、閲覧不能期間に相当する期間（以下「追加措置期間」という。）、継続して当該措置をとるものとする。

4 内閣総理大臣は、一の2の規定による措置に係る電磁的官報記録のうち法令その他の内閣府令で定める事項については、閲覧期間又は追加措置期間の経過後においても引き続いて、内閣府令で定めるところにより、当該事項に係る情報を一の2の規定による自動公衆送信を利用して公衆が閲覧することができるとするものとする。

（第八条関係）

## 五 電磁的官報記録を閲覧することができる施設

1 国の関係行政機関は、その管理する事務所その他の施設において、電磁的官報記録を当該施設に設

置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができるよう、必要な設備の設置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

2 内閣総理大臣は、都道府県の設置する図書館その他の施設において、電磁的官報記録を当該施設に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができるよう、必要な情報の提供その他の支援を行うよう努めるものとする。

3 2の規定に定めるもののほか、内閣総理大臣は、2に規定する図書館の求めに応じ、電磁的官報記録を記載した書面を提供するものとする。

4 内閣総理大臣は、内閣府令で定めるところにより、1に規定する施設その他の内閣府令で定める施設のうち電磁的官報記録を当該施設に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができるとする情報公表するものとする。

(第九条関係)

#### 六 書面等による電磁的官報記録に係る官報掲載事項の提供

内閣総理大臣は、一の規定により官報を発行したときは、当該官報に係る閲覧期間において、内閣府令で定めるところにより、当該官報に係る電磁的官報記録に係る官報掲載事項の提供を受けようとする

者の求めに応じ、当該電磁的官報記録を記載した書面を交付する方法又は当該電磁的官報記録に係る情報（一の四の二）の規定による措置がとられているものに限る。）を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて、一の二の規定による自動公衆送信を利用する方法以外のものをいう。）を利用して当該者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに複写させる方法（一の五後段の規定による措置がとられているものに限る。）により、当該電磁的官報記録に係る官報掲載事項の提供（以下「書面等による官報掲載事項の提供」という。）を行うものとする。

（第十条関係）

#### 七 電磁的官報記録を閲覧に供する措置をとることができなくなった場合の措置

1 内閣総理大臣は、災害等の事情が生じたことにより、一の二の規定による措置をとることができなくなったときは、一の二の規定にかかわらず、内閣府令で定めるところにより、官報掲載事項を記載した書面（以下「書面官報」という。）を内閣府の掲示場に掲示することにより官報の発行を行うことができないものとする。

2 書面官報に記載された公布等事項の第三の一の規定による公布又は公示は、当該公布等事項に係る



書面官報について1の揭示がされた時に行われたものとする事。

3 内閣総理大臣は、1の規定により書面官報の発行をするときは、あらかじめ、その旨及びその理由を公表しなければならないものとする事。

4 内閣総理大臣は、1の規定による揭示をしたときは、内閣府令で定める期間、その揭示を継続するものとする事。

5 内閣総理大臣は、1の規定による揭示をしたときは、直ちに（大規模災害その他の特別の事情があるときは、当該特別の事情がやんだ後直ちに）、当該揭示に係る書面官報を頒布しなければならないものとする事。

6 内閣総理大臣は、1の規定により書面官報の発行をした後に、一の2の規定による措置をとることができるとなったときは、その旨を公表するとともに、当該措置をとることができるとなった後に当該措置をとることにより発行する官報に、当該書面官報の発行の年月日及び当該書面官報に掲載された事項の内容の要旨を掲載するものとする事。

7 1から6までに定めるもののほか、書面官報の発行に関し必要な事項は、内閣府令で定める事。

## 第五 雑則

### 一 官報の送付等に関する他の法令の規定の適用

第四の一の5又は第四の六の規定により電磁的官報記録に係る情報を複写した電磁的記録は、他の法令における官報の提供、送付その他これらに類する行為に関する規定の適用については、当該他の法令における官報に該当するものとする。

(第十二条関係)

### 二 公文書館への移管

1 内閣総理大臣は、第四の一の規定により官報の発行をしたときは、当該官報に係る閲覧期間又は追加措置期間が経過した後速やかに、内閣府令で定めるところにより、当該官報に係る第四の一の1の規定により官報ファイルに記録された電磁的記録を公文書館（公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号）第二条第三項第一号に規定する公文書館をいう。2において同じ。）に移管するものとする。

2 内閣総理大臣は、第四の七の1の規定により書面官報の発行をしたときは、当該書面官報に係る第

四の七の4の規定による内閣府令で定める期間が経過した後速やかに、内閣府令で定めるところにより、当該書面官報を公文書館に移管するものとする。

3 1及び2の場合における公文書等の管理に関する法律の規定の適用については、同法第二条第七項中「うち、次に掲げるもの」とあるのは、「うち次に掲げるもの及び官報の発行に関する法律（令和五年法律第 号）第十三条第一項又は第二項の規定により移管されたもの」とすること。

（第十三条関係）

### 三 業務の委託

1 内閣総理大臣は、内閣府令で定めるところにより、書面等による官報掲載事項の提供及び第四の七の5の規定による書面官報の頒布（2において「書面官報の頒布」という。）を、内閣府令で定める要件を備える者に委託することができるものとする。

2 内閣総理大臣は、1の委託をしたときは、内閣府令で定めるところにより、当該委託を受けた者（3及び4並びに4において「受託者」という。）の名称又は氏名及び書面等による官報掲載事項の提供又は書面官報の頒布（以下「書面等による提供等」という。）を行う事務所の所在地その他内閣

府令で定める事項を公表しなければならないものとする。

3 受託者は、内閣府令で定める様式の標識について、書面等による提供等を行う事務所の公衆の見やすい場所に掲示するとともに、内閣府令で定めるところにより、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供しなければならないものとする。

4 受託者は、書面等による提供等を受けようとする者から求めがあったときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、書面等による提供等を行わなければならないものとする。

5 1の規定により委託を受けた者又はその従業者は、第四の一又は第四の七の1の規定により官報又は書面官報の発行がされる前に、当該委託に係る事務に関して知り得た当該官報又は書面官報に関する秘密を漏らしてはならないものとする。

(第十四条関係)

#### 四 手数料

1 書面等による提供等を受ける者は、当該書面等による提供等に係る実費を勘案して内閣府令で定める額の手数料を国(三の1の規定による委託に基づき受託者が書面等による提供等を行う場合にあっては、受託者)に納めなければならないものとする。

2 1の規定により受託者に納められた手数料は、受託者の収入とすること。  
(第十五条関係)

五 電磁的官報記録に係るデータベースによる情報の提供の制限

内閣総理大臣以外の者が、電磁的官報記録の全部が記録されたデータベース（電磁的官報記録の全部を含む情報の集合物であつて、それらの情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものをいう。）であつて、当該データベースに記録された情報が他に提供されることが予定されているものを構成しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣の承認を受けなければならないものとする事。

(第十六条関係)

六 内閣府令への委任

この法律に定めるもののほか、この法律の実施のための手続その他この法律の施行に関し必要な事項は、内閣府令で定める事。

(第十七条関係)

第六 罰則

罰則について所要の規定を設ける事。

(第十八条から第二十一条まで関係)

第七 附則

一 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。  
(附則第一条関係)

二 この法律の施行に関し必要な経過措置を定めること。  
(附則第二条から第六条まで関係)

三 政府は、この法律の施行後七年を経過した場合において、この法律の施行の状況、デジタル社会の形成の状況等を勘案し、書面等による官報掲載事項の提供その他官報の発行に係る手続等の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとすること。

(附則第七条関係)